

2025 年度 後期授業料(等)の延納手続きについて

大阪産業大学 教務課

納入期日までに授業料(等)を納入することができない方を対象に、延納(納入期日の延期)制度が
ございます。決められた受付期間内に下記の「提出書類(2枚)」を提出することにより、この制度を利用
することができます。延納期限は、最長で2026年1月15日(木)までとなります。

本書を熟読の上、教務課窓口にて必要書類をご提出ください。

なお、受付期間を越えての手続きは認められませんので、お忘れのないようお手続きください。

- ・受付期間 2025年9月22日(月)～10月15日(水)
- ・提出書類 ①『授業料(等)延納願』(様式第10号)
②『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)
- ・提出先 教務課 学籍係(窓口時間 月～金 9時～17時、土 9時～12時30分)
※郵送での提出は承っておりません。

※※提出前の確認事項※※

★最終期日【2026年1月15日(木)】を過ぎての入金はいかなる理由があっても一切認めません。	☐
★学生、保護者(保証人等)ともに自署で記入していること。	☐
★ボールペンで記入していること。	☐

書類に不備があった場合、申請が無効となる場合がありますので、必ず上記の点を確認してください。

・その他、注意事項等

- ① 10月16日(木)以降、未納の方を対象に、新しい授業料等振込依頼書が自動的に送付されます。
なお、授業料等振込依頼書の納入期日は、12月15日(月)までとなっております。
- ② 12月15日(月)までに授業料(等)が納入されなかった場合、納入期日が2026年1月15日(木)までの納付書が自動的に送付されます。その際、猶予手数料として2,000円が加算されます。
- ③ 授業料等振込依頼書が届かない、または紛失した場合、本館9階大学経理課までご連絡ください。
- ④ 2026年1月15日(木)までに授業料(等)が納入されなければ、除籍(2025年9月21日付)となります。
除籍になると、当該年度の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- ⑤ 除籍確定後は、規程に基づく「再入学試験」でしか大学に戻ることができません(最短で次年度4月)。
- ⑥ 延納の手続きをされた方も、後期授業料等納入期日の2025年10月15日(水)を過ぎると「休学届」の提出はできません。

以上

この件に関する問い合わせ先

本館1階 教務課 学籍係
TEL : 072-875-3001 (代)
Mail : gakuseki@cnt.osaka-sandai.ac.jp

授 業 料 (等) 延 納 願

西暦 年 月 日願出

大 阪 産 業 大 学 学 長 殿

学研究科 学 部	専攻 学科
学 籍 番 号 _____	
氏 名 _____	
保護者氏名 (保証人) _____	
[本人・保護者（保証人）ともそれぞれ自筆で記入してください]	
電 話 番 号	— —
携 帯 番 号	— —

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者（保証人）連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2025 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由（詳細に）

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2026 年 1 月 15 日まで

2. 手数料（下記のどちらかに○をつけること）

~~7,000円（除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円）~~

・ 2,000円（納入猶予手数料2,000円）

3. 延納の理由（詳細に）

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印